

# 記載例

様式第1

## 特定施設設置届出書

平成〇年〇月〇日

葛飾区長 殿

住所 葛飾区立石〇-〇-〇

届出者 株式会社 葛飾製作所  
氏名 代表取締役 葛飾 太郎  
電話 (〇〇-〇〇〇〇-××××)  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表  
者印

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社葛飾製作所 (東立石工場)		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	葛飾区東立石〇-〇-〇		※ 受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	金属プレス加工		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	5名		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
3号プレス		1. 5kw (294キロト)	1	8:30	18:00
コンプレッサー		7. 5kw		8:30	18:00
				294キロト=30t	

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及び

- イ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

受付印

## 騒音防止の方法

工場建築物 の概要	構造	鉄骨造
	階数	3階
	外壁	ALC (厚100)
	内壁	吸音ボード
	開口部	アルミサッシ網入りガラス(二重)・防音鉄扉
施設、機械騒音の 防止方法	プレス～低騒音型、防音カバー コンプレッサー～低騒音型、コンプレッサー室に設置 (図面、カタログ等参考資料があれば添付してください。)	
屋内の騒音 防止方法		
屋外の騒音 防止方法	換気口～防音カバー設置	
その他		

## 騒音規制法の特定施設

	金属加工機械
	(イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が <sup>が</sup> 22.5kw 以上のものに限る。）
	(ロ) 製管機械
	(ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。）
	(ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
1	(ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
	(ヘ) せん断機（原動機の定格出力が <sup>が</sup> 3.75kw 以上のものに限る。）
	(ト) 鍛造機
	(チ) ワイヤフォーミングマシン
	(リ) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
	(ヌ) タンブラー
	(ル) 切断機（と石を用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
	建設用資材製造機械
5	(イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m 以上のものに限る）
	(ロ) アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が <sup>が</sup> 7.5kw 以上のものに限る。）
	木材加工機械
	(イ) ドラムバッカー
	(ロ) チッパー（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
	(ハ) 碎木機
7	(ニ) 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
	(ホ) 丸のご盤（帯のご盤と同じ）
	(ヘ) かなな盤（原動機の定格出力が <sup>が</sup> 2.25kw 以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）